

文化財保存活用地域計画 作成の手始め

ここでは、地域計画を作成することが決まった担当者が、地域計画作成に取り掛かる前に確認しておくべき、認定までのスケジュール、体制などの内容や、どのようなところから始めたらよいかの手がかりをまとめました。地域計画認定までの2～3年の大まかなスケジュールを組む前、予算確保の前に、読んでください。



H31年度 文化庁作成動画

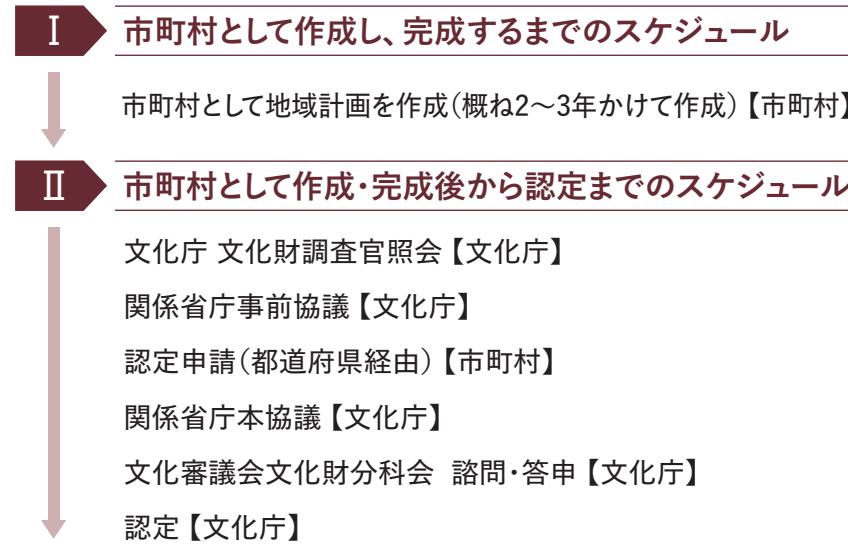
(3) 文化財保存活用地域計画の制度・記載事項・作成フロー(文化庁)



① 認定までのスケジュール

現在、文化庁は、地域計画の認定(文化審議会文化財分科会への諮問・答申)を年に2回(7月、12月)実施しています。多くの自治体が2～3年かけて作成し、認定を受けています。参考として、地域計画の作成から認定までのスケジュールをP19で紹介します。

右図の①の過程においても、広域文化観光部門の担当調査官と連絡を取りあい、計画本文の内容について調整をしながら進めてください。



地域計画を作成する際、常に手元に準備しておきましょう!

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・ 文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」 (文化庁)

こちらから
ダウンロード
できます



文化財保護法に基づく 文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画

最終変更 令和5年3月
文 化 厅

※常に最新のものを確認してください。

「文化財保存活用地域計画(地域計画)の認定申請に係る手続等について」 (文化庁)

最終更新：令和6年4月22日

文化月

1. 総括を踏みにあらじめ、あらかじめ確認しておく事項
1-1. 地域特有の確認内容に関する事項

ア、復旧法及び省令の示す事項が記載されているか。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)
第10条 **監査** 文化財保護委員会地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 当該区域の区域内における文化財の保存及び送還に関する基本的な方針
二 当該区域の区域内における文化財の保存及び送還を図るために当該区域に設置する監査官の権限

二 当該モルタル領域における文化財を把握するための調査に関する事項
三 計画期間
四 その他の部科学者会で定める事項

■ 論述 100字程度で論述するうの文部科学省が定める基準は、次に掲げるものとする。
一 文化財保護法地盤文化財の名前
二 文化財保護法地盤文化財に係る事項の実態調査
三 文化財保護法地盤文化財の保護に係る方針と実施計画

- 「文化財保護法及び歴史教科書等の規制並びに適用に関する法律」一部を改正する法律等の施行について(題解)／平成31年3月29日付第30号令第1290号「文化庁次長通30」も参考にしてください。
- 文部科学省が監修した教科書に附する事項には、該当の文部省令を勘合的に適用するため、これまで

調査の実施状況を踏まえ、調査が未実施の文化財類型や地域、今後の調査の実施の方針や具体的な課題などを記載すること。なお、域内の文化財の網羅的な調査、把握が完了しなければ地域計画を作成する際には、この調査結果を反映させる。

できないものではなく、測定や実施の部分については、今後の実施の方針や計画等を記載してください。

イ、指針が示す記載内容を踏まえて作成されているか。

文化庁との
初回協議で
配布します

I

市町村として作成し、完成するまでのスケジュール

3年で作成して認定を受ける場合

3年で作成して認定を受ける場合は、主に1年目に文化財の把握調査の実施、住民の巻き込み、計画を作成する作業を行う市町村が多いようです。2年目は計画を作成する作業のみに専念し、3月には各市町村として完成させている市町村が多いようです。

年	組織	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	府外						住民周知						
	府内				第1回協議会 (地域計画とは)	第2回協議会 (調査方針)				地方審議会の意見聴取			第3回協議会 (骨子)
	文化庁						作成準備			作成作業(保存・活用に関する課題・方針・措置検討)			
2年目	府外												パブリックコメント
	府内						第4回協議会 (素案)			第5回協議会 (案)	議会等報告		第6回協議会 (最終確認)
	文化庁							作成作業(素案及び案の作成・修正)					
3年目	府外												情報発信(地域計画に係るシンポジウム等の開催)
	府内						認定準備・手続き						情報発信(計画書・概要版等の印刷・発行)
	文化庁							認定 (上半期)					

2年で作成して認定を受ける場合

2年で作成して認定を受ける場合は、主に1年目に住民の巻き込み、計画を作成する作業を行う市町村が多いようです。2年目は計画を作成する作業のみに専念し、8月には各市町村として完成させています。2年で作成をして認定を受ける場合のスケジュールを組む市町村は、作業を開始する前にある程度、文化財の把握調査を済ませている市町村(歴史文化基本構想を策定済み、市史編さん事業により文化財を把握済みなど)が多いのが特徴です。

年	組織	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	府外												住民周知
	府内				第1回協議会 (地域計画とは)	第2回協議会 (骨子)				第3回協議会 (素案)			第4回協議会 (案)
	文化庁						作成準備			作成作業 (既往調査の整理等、リスト化、保存・活用に関する課題・方針・措置検討、素案及び案の作成)			
2年目	府外												パブリックコメント
	府内						議会等報告	地方審議会の意見聴取	第5回協議会 (最終確認)	認定準備・手続き			情報発信(シンポジウム等の開催)
	文化庁						作成作業(案の修正)						情報発信 (計画書・概要版等の印刷・発行)
													認定 (下半期)

*あくまで一例であり、協議会の開催頻度や住民の意見の反映の方法、地方文化財保護審議会の意見聴取のタイミング等は、市町村の状況に応じて適宜変更可

*同様に事前把握・調査の実施や期間についても一例を示したものであり、その実施の有無や期間の長短は、市町村の状況に応じて適宜変更可

なお、計画の作成期間内に、域内の文化財の網羅的な調査・把握を完了させる必要はなく、未実施のものは、今後の課題として計画に記載することも可能

*議会等報告は必要な場合のみ

事例 塩尻市 認定市町村の例

塩尻市は、令和2年度に市費で準備し、令和3～5年度の3年間、文化庁の補助金を使用して、4年間かけて作成しました。主な作業内容は下記の通りです。



R5年度 文化財保存活用地域計画研修会 塩尻市発表資料

注意点 7月認定の場合は3月末までに、12月認定の場合には8月末までに、市町村として地域計画を完成※させてください。

※市町村として地域計画を完成とは？

府内調整を全て終えたものが必要となります。市町村によって府内調整の内容は異なります。右記のような内容を確認し、内部で早めに調整し、スケジュールを組んでください。

市町村によって異なる府内調整の例

- ・パブリックコメントが必要か否か
- ・パブリックコメントが必要な場合の日数など実施に関するルールがあるか否か
- ・議会にかける必要があるか否か
- ・地域計画に対して議会に報告で良いのか、議題としてあげなければならないのか
- ・教育委員会の会議にかける必要があるか否かなど

なるべく住民を含む様々な関係者の意見を反映して計画を作成することが望ましいですが、どのような手法を取るかは市町村によって異なります。上記の内容（パブリックコメントの実施など）は必須事項ではありません。市町村内のルールを確認し、それに従って府内調整を終えてください。

指針に示しているスケジュールは、あくまで一例です。協議会の開催頻度や住民の意見の反映方法、地方文化財保護審議会の意見聴取のタイミングなどは市町村の状況に応じて適宜定めてください。議会報告が必要な場合についても、市町村のルールに従って実施してください。

P18の図の通り、市町村として作成・完成後、地域計画(案)は、認定申請するまでに、文化庁の各部門の文化財調査官のチェック、関係行政機関との協議などが行われるため、早めに広域文化観光部門の調査官と協議の上、認定月の4ヵ月前までに内容を固める必要があります。上記の理由から、地方文化財保護審議会や協議会からの

意見聴取、教育委員会や議会への報告などの際に、地域計画(案)の内容に修正が生じることがあるということを、関係者に予め伝え、そのことについて了解を得ておくとよいでしょう。詳しくは、文化庁との初回協議で配布される「文化財保存活用地域計画(地域計画)の認定申請に係る手続き等について」をご確認ください。

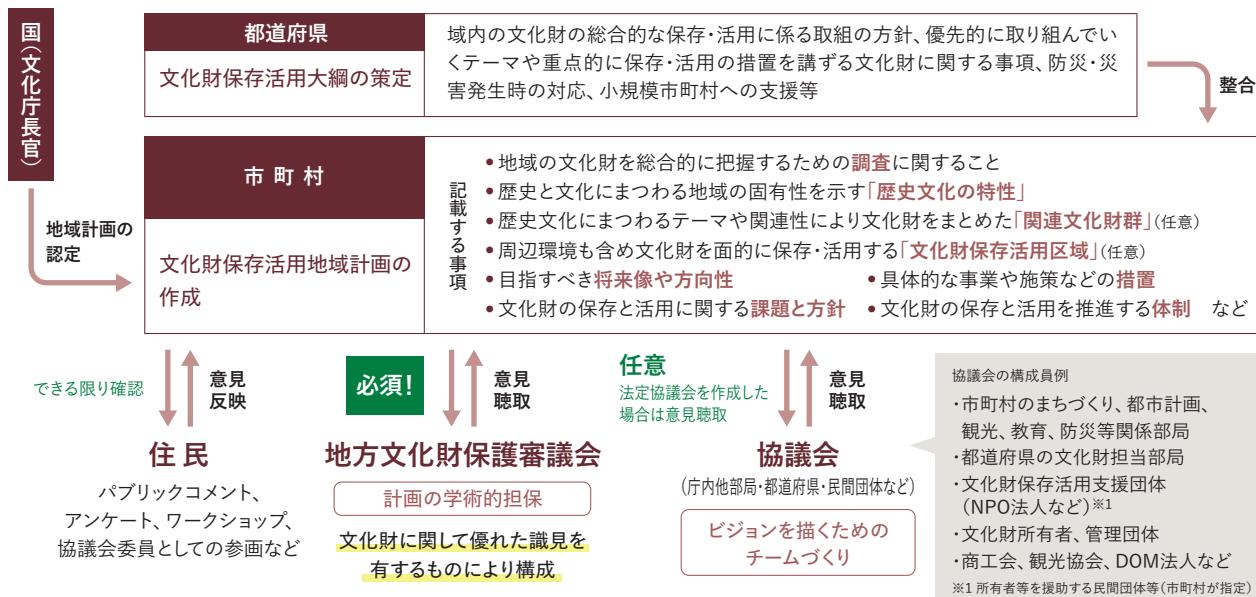
② 地域計画作成の体制

地域計画の作成に当たって必要なことは、地方文化財保護審議会での意見聴取です。認定申請時には、意見聴取を行ったことがわかる書類(議事録など)の提出が求められます。

一方、協議会は任意です。協議会を作らず、地方文化財保護審議会のみにより作成する市町村もあります。また、協議会についても「法定協議会」を設置するところも

あれば、「任意の協議会」で作成するところもあります。各々の市町村の状況を踏まえ、判断してください。任意の協議会か法定協議会かは、法律に記載された構成員が入っているか否かにより判断します。法定協議会を作った場合は、地方文化財保護審議会同様、意見聴取を行ったことがわかる書類(議事録など)の提出が求められます。

文化財保存活用地域計画の作成体制



文化庁パンフレット「地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へ－」P2、一部修正

POINT



地域計画の内容を学術的に担保するために地方文化財保護審議会に意見聴取を行います。平成30年度の文化財保護法改正では第190条の1に「文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる」という下線部分が加わりました。これを機により専門性の高い委員の構成を検討してください。



協議会は地域計画の措置を推進していくメンバーで内容を協議するために設置します。商工関係団体や観光関係団体などの民間団体・都道府県・文化財所有者・管理団体など、計画を推進していく主体となる人たちを想定して構成してください。また、文化財保護法第183条の9に基づく法定協議会にする場合には都道府県はオブザーバーではなく委員になる必要があります。都道府県が協議会の構成員になるか否かは、都道府県が方針をもっていることがありますので、都道府県と相談してください。

③ 認定基準

文化庁長官による認定には、次に掲げる要件を満たしていることが必要です。地域計画の作成を開始する前に、どのようなことが求められるのか、把握しましょう。

認定の基準 1

当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること

認定基準でのチェック内容

地域計画に記載された将来像(※第3部③第5章に詳述)の実現に向けた課題・方針を踏まえて、措置が記載されていることが必要です(※第3部③第6章・第7章に詳述)。また、域内の文化財の状況に応じて、保存と活用の双方の観点から、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていることが必要です。

POINT



将来像・課題・方針・措置がつながっているか、確認しましょう。



文化財の保存と活用に寄与することが説明されているか、確認しましょう。

認定の基準 2

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

認定基準でのチェック内容

地域計画の認定を受けた後に、認定地域計画に基づく措置が確実に実施されることを担保するため、措置の実施主体について記載されているか、調整中の場合には今後の調整の見通しが記載されていること、また、措置の実施スケジュールが記載されていることが必要です。

認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていることが必要です。

POINT



措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いかどうか、確認しましょう。



措置の実施スケジュールが明確であるかどうか、確認してください。全ての措置の実施スケジュールを、10年間とする市町村が指導・助言中に多くみられます。年度ごとに検討、または前期・中期・後期などに分けるなどし、スケジュールを考えましょう。



次期計画も見越した上で、今期実施すべきことを措置として記載しましょう。

認定の基準 3

文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること

認定基準でのチェック内容

市町村が所在する都道府県で大綱が定められている場合には、地域計画の内容が大綱に記載されている文化財の保存・活用の方針等と整合している必要があります。

POINT

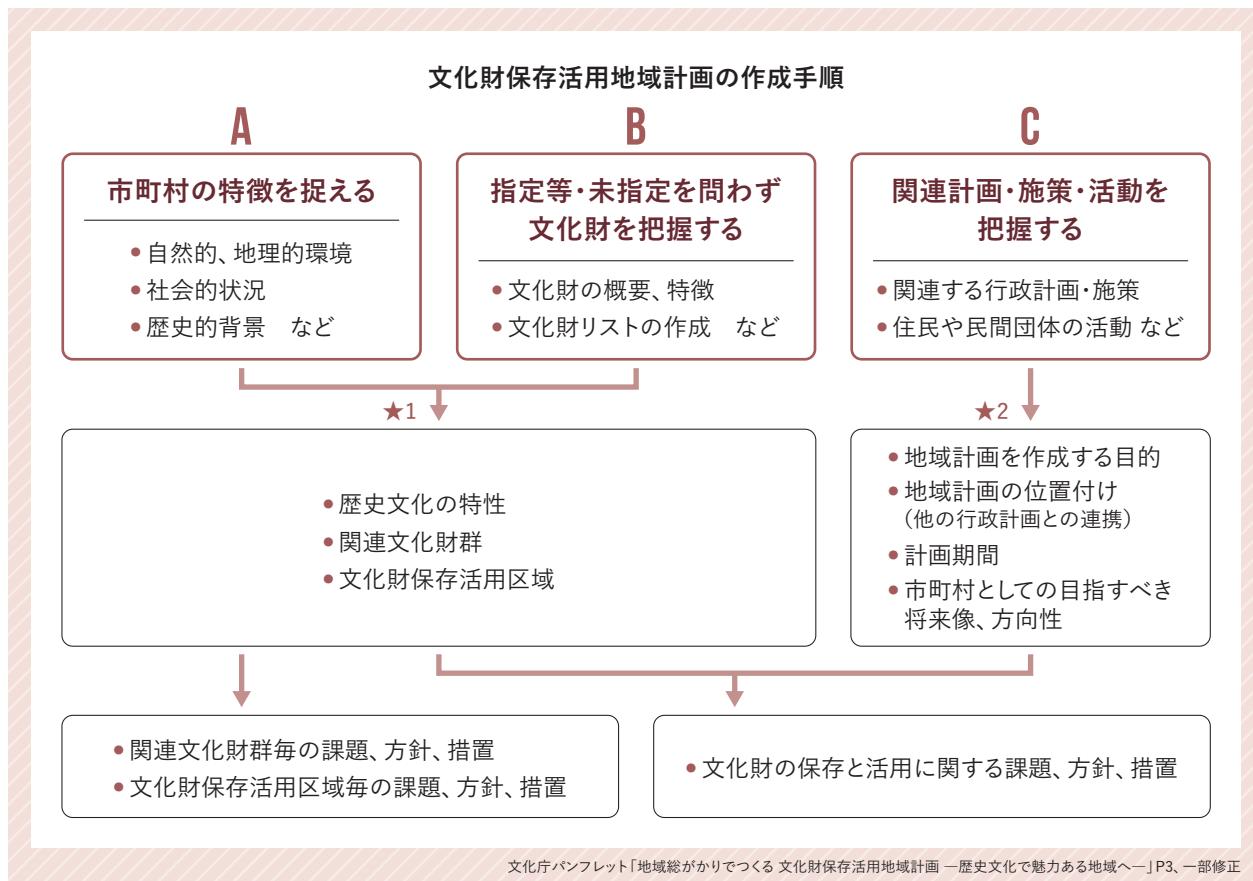


多くの都道府県の大綱には「地域計画の作成を支援する」ことが記載されています。都道府県の大綱が定められている場合は、作成段階から、都道府県の担当者と調整しながら、進めてください。

④ 地域計画の作成手順

〈参照〉第3部 ①・③ …P37～84

地域計画を作成する際の様々な作業は、下図のA～Cの3つに整理できます。地域計画を作成する際には、これら3つの作業に基づいて、地域計画の構成案の内容(第3部①・③を参照)を考えていくと良いでしょう。以下、地域計画を作成する際のA～Cの作業の意義と手法、A～Cの作業が地域計画の構成案のどの章に関わってくるのか説明します。A～Cは、どの作業からはじめても問題ありません。



「A | 市町村の特徴を捉える」

文化庁指針の構成案では「自然的・地理的環境」、「社会的状況」、「歴史的背景」と呼んでいます。面積、気候、人口、通史などを把握することによって、当該市町村がどのようなところかを把握することができます。地域計画で記載するすべての土台となるものです。これらは、計画を読み進めていく読み手にとって、基礎的な情報となります。

具体的な考え方や手法は、本ハンドブックの第3部③の第1章を参考にしてください。

「B | 指定等・未指定を問わず文化財を把握する」

地域にどのような指定等・未指定の文化財があるかを把握し、リストを作成することで、地域計画が対象とする文化財を明らかにすることができます。文化庁指針の構成案では、「文化財の概要や特徴」、「文化財リスト」と呼んでいます。作成したリストは、文化財保護行政の基礎資料となり、文化財保護部局が措置等を検討していく上での基礎資料になるだけでなく、様々な関係者と共有することで、文化芸術、観光、まちづくり、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策の基礎資料にもなります。

具体的な考え方や手法は、本ハンドブックの第3部③の第2章、別添資料を参考にしてください。

★1 | A・B の作業から

- 歴史文化の特性(第3部③の第3章)
- 関連文化財群(第3部③の第8章)
- 文化財保存活用区域(第3部③の第9章)を設定します。

C | 関連計画・施策・活動を把握する

これまでに、それぞれの市町村により策定してきた計画や施策には、当該市町村のまちづくりの歴史が刻まれています。他の関連部局の計画や施策を把握することは、まちづくりや施策の方向性を見定めるために重要な作業です。市町村において、何ができるか、何ができるないのか、どのような方向性に向かおうとしているのか(観光に力を入れるのかなど)、これまでの施策を踏まえることにより、文化財の将来を考える際の課題が整理でき、それら課題の解決のための施策を検討することができます。文化庁指針の構成案では「地域計画の位置付け」と呼ん

でいますが、これを基に地域計画を作成する目的・位置付け・計画期間(第3部③の序章)、市町村として目指すべき将来像や方向性(第3部③の第5章)を設定します。その他、地域計画作成の際の課題の整理や措置の検討、関連文化財群や文化財保存活用区域の設定、重点施策の検討にも役立ちます。

具体的な手法や地域計画への反映方法は、以下のC1～C2を参考にしてください。また、第2部⑥には、これらを整理するための問い合わせ(文化庁の「情報整理シート」)を用意しています。ご活用ください。

★2 | C の作業から

- 地域計画を作成する目的(第3部③の序章)
- 地域計画の位置付け(第3部③の序章)
- 計画期間(第3部③の序章)
- 市町村として目指すべき将来像や方向性(第3部③の第5章)を設定します。

C-1 | 他部局との連携

C-1-1 | 庁内の関連計画の把握

まず、上位計画や他の計画と地域計画との関係性や、他の計画で文化財について何が記載されているかを確認しましょう。関連する計画の詳細を地域計画に記載する必要はありませんが、それぞれの計画や事業の中で地域計画に関連することがないか、整理をすることは大事な作業です。

事例 燃津市 上位計画となる総合計画などに記載されている内容を把握。

● 第6次燃津市総合計画(平成30年度策定～令和7年度、4年ごと見直し) ★上位計画	
● 指示する姿	「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ拡げる 水産文化都市 YAIZU」 ・「燃津を忘れない気持ち」「燃津への郷土愛」「燃津を好きな気持ち」を『はぐくむ』『つなげる』まちを目指す。 ・「水産業を起点に発展した文化」を大事につなぎながら、燃津の軸となる水産を始め、豊富な地域資源を『活かし』、時代にあつた新たな産業やにぎわいを創造し、地域として成長する。
● 基本理念	◆地域資源や特性を「いかす」 ◆みんなに、地球に「やさしい」 ◆市民の力を「はぐくむ」 ◆人と未来に「つなげる」
● 目指す姿	・芸術文化活動が活発に行われ、歴史や文化財の魅力が共有されている。 ・観光で交流し、にぎわいを創出する。
● 燃津市文化振興計画(平成31年度策定～令和10年度) ★数値目標	
● 基本理念	「文化にふれ、楽しむことができるまち 素な文化が人・まちを育てる文化交流都市」
● 基本方針	◆誰もが身近に文化にふれ、楽しみながら活動する機会の充実 ◆燃津が育んだ文化の継承と文化を担う人材の育成 ◆文化の持つ力を活かした交流でにぎわうまちづくり
● 基本事業	・文化財や伝統文化の保存と継承 ・燃津らしい文化資源の活用 ・文化に関する情報の収集及び発信の充実 ・文化にたずさわる人材の育成 ・地域のさまざまな課題への文化の活用
● 目標	◆文化振興・交流人口の拡大 目標値:文化交流人口 H30年度130万人 ⇒ R10年度200万人

燃津市は、序章の「『地域計画』の位置付け」で、上位計画となる「第6次燃津市総合計画」や「燃津市文化振興計画」に記載されている文化財に関する事を整理しました。それに基づいて、地域計画を作成する目的・位置付け・計画期間、市として目指すべき方向性や将来像を設定しました。

事例 岡崎市 庁内の関連計画内の地域計画に関する事業や方針を抽出。

関連計画内の岡崎市文化財保存活用地域計画に関わる事業や方針を抽出

生涯学習推進計画 R3-R12	・地域の歴史文化や特性をテーマとした学習の推進
学校教育等推進計画 R3-R7	・岡崎の人物、文化、歴史などを題材・教材とした教育活動を推進 ・総合的な学習や特別活動と、郷土の伝統や文化との関連を図るため、「特色ある学校づくり」を推進 ・地域の伝統・文化、一流の芸や技などに触れる機会を提供
シティープロモーション戦略 H26	個々の資産同士の繋がり不足、岡崎のイメージの特定資産への固着化、独自の暮らしイメージ、体験価値の欠如などの課題の分析結果を受け、以下の戦略を設定 戦略：資産の現代価値化・岡崎の顔づくり・地域愛の醸成 ・観光プロモーション推進 ・赤い糸プロジェクト ・乙川 RF 地区整備 ・さくら 100 年プロジェクト ・歴史まちづくり ・まちものがたり作成
環境基本計画 R3-R12	・野生生物の保護及び自然環境の保全 ・自然体験プログラムの充実・施設の整備 ・環境教育の推進 ・旧東海道、岡崎公園などのマツを保全

岡崎市は、序章の「地域計画の位置付け」で、市内の関連計画から地域計画に関わる事業や方針を抽出しました。これによって他計画と連携して実施することができる事業や分野が明確化されました。

岡崎市「岡崎市文化財保存活用地域計画」P15、一部加筆

C-1-2 | 関連制度・施策との連携

〈参照〉第1部 ⑦ …P11・12

関連制度や施策との連携を図るために、まず、関連制度や施策で、地区や区域の設定をしていないか、重点プロジェクトなどを設定していないか、確認しましょう。他の計画等で区域設定されている場合は、それを前提として、措置を設定することにより、他部局と連携が図れます。例えば、関連制度や施策を踏まえた上で、地域計画の文化

財保存活用区域の設定をすれば、関連制度や施策のプラットフォームとなって、より効果的な連携を図ることができます。その他、上位計画が定める重点プロジェクトに貢献する措置であることを強調するような記載方法をとることにより、予算獲得を目指している市町村もあります。

事例 柏市

景観計画や都市計画の将来像を踏まえた上で、地域計画で「文化財保存活用区域」を設定。

柏市は地域計画の中で、3つ文化財保存活用区域を設定しました。そのうちの1つである「鷺野谷区域」を紹介します。

図7-8は「鷺野谷区域」の範囲図です。図のように、他の計画で区域設定されているものなどを落とし込み、関係性を表示した上で、文化財保存活用区域の設定をしています。



**鷺野谷区域内に関連する計画で
どのような将来像を目指している
のか整理しています。**

ウ. 関連計画における将来像

景観計画

当範囲は水と緑のベルト・手賀沼周辺と、田園集落拠点・染井入落周辺（岩井・鷺野谷・泉）に属する。
(以下柏市景観計画から関係事項を転載)

水と緑のベルト・手賀沼周辺

[景観づくりで大切にすること]

- ・水辺や水田によって構成される空間の広がりや眺望を大切にする。

- ・周囲を取り巻く斜面林の連なりを損なわない。

- ・資材置場や墓地などの屋外利用を行う場合は、手賀沼湖岸や手賀沼ふれあい緑道などからの眺望に配慮する。

田園集落拠点・染井入落周辺（岩井・鷺野谷・泉）

[景観づくりで大切にすること]

- ・連続する生垣や、敷地内の植栽によるまち並みなど、地区に受け継がれてきた景観の作法を大切にすること。

- ・集積している寺社、巨木、茅葺きの民家、立派な長屋門など、昔ながらの面影を残す歴史的資源をできるだけ守る。周辺で建物や敷地利用をする際は、それらとの調和に配慮する。

都市計画

当範囲は東部地域に属し、「良好な住環境を整備し、水と緑に囲まれた自然環境を体感できる交流のまち」を将来像とする。
(以下「柏市都市計画マスタートーリング」から関係事項を転載)

[土地利用 市街化調整区域の方針]

- ・農業を主体とした観光・レクリエーションの振興を目指し、道の駅しようなんの機能向上を図りながら、手賀沼周辺地域の地域資源とのネットワークを形成することにより、都市農村交流モデル地域を創出する手賀沼アグリビジネスパーク事業を推進する。

工. 区域の課題

- ・区域内の文化遺産は、市街化調整区域であるがために良好に保全されてきたが、農業後継者不足や地域コミュニティの衰退に伴い、文化遺産の継承が難しくなってきている。
- ・区域内には国登録文化財染谷家住宅のほか、未指定の歴史的な建造物が多く残されているが、十分に文化財調査が行われていない。
- ・公共交通機関を利用する場合、最寄りのバス停留所からの距離が遠く、バスの運行本数も少ないため、アクセスが困難である。
- ・区域内を巡る案内看板等が整備されていない。
- ・空き家、空き地が増加している。
- ・地域の歴史文化的価値を区域住民は理解しているが、市民には十分にその価値を理解されていない。また区域住民からもその価値の認識が薄れつつある。

オ. 区域の方針

- ・手賀沼アグリビジネスパーク事業の目的の一つである、手賀沼周辺の地域が抱える課題（農業後継者の不足、農村景観の喪失、地域コミュニティの衰退、文化継承の危機）に対し、協議会と連携して歴史文化を活かした取り組みを行い、課題解決をおこなっていく。
- ・風早・手賀地区の買物や通院などの日常生活あるいはレクリエーションや観光などに利用されている予約制の相乗りタクシー「カシワニクル」の利便性向上を関係課と検討する。
- ・区域内を巡る案内看板等を整備し、文化遺産の活用を促進する。
- ・手賀沼地域のエントランス拠点としての「道の駅しようなん」、水辺のアクティビティ拠点の「手賀沼フィッシングセンター」、農業体験拠点の「わしのや農業交流拠点」を活用し、鷺野谷区域での体験プログラムや文化遺産ツアーへの参加者を誘導する。

上記の関連する計画でどのような将来像を目指しているのかを整理した上で、鷺野谷区域内の課題・方針・措置を設定しました。

こうした作業をすることで、文化財保存活用区域を関連制度や施策のプラットフォームとして、より効果的に活用し、他部局との連携を図っています。

鷺野谷区域に対する措置（全て再掲）

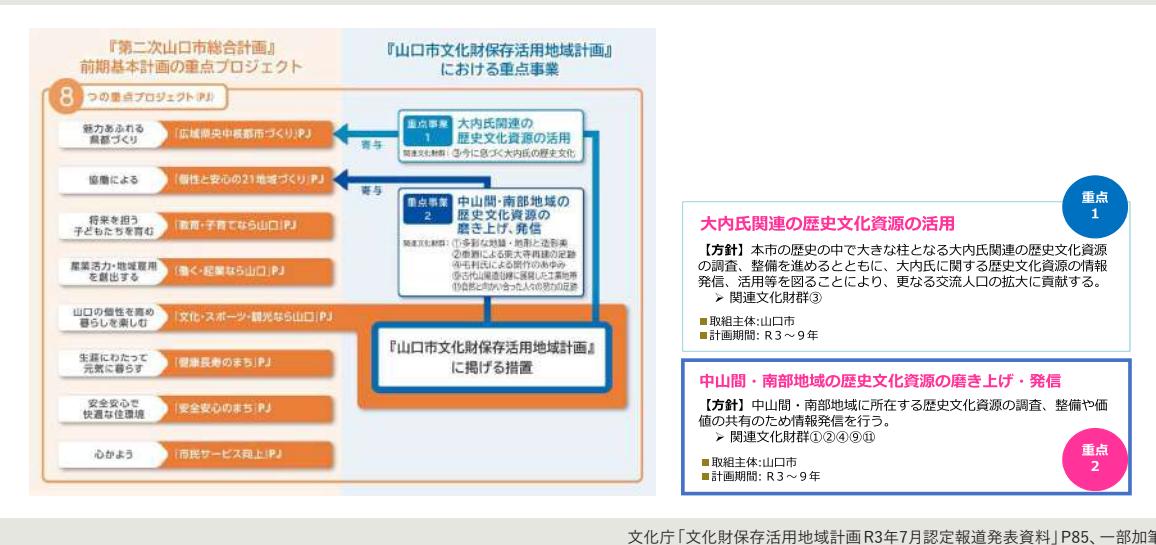
事業名 (●: 重点措置、新: 新規事業)	計画期間	取組主体			財源
		前期	後期	行政 専門家	
a-1 建造物把握調査事業				○ ○ ○ ○ ○	市費
b-6 新 GIGA スクール構想との連携				○ ○ ○ ○ ○	市費
b-17 「鳥ビシャ」における歴史文化に関する交流の場づくり				○ ○ ○ ○ ○	市費
b-24 ● 手賀沼スクールヤード事業				○ ○ ○ ○ ○	市費・団体費
c-3 ● 染谷家住宅の保存修理・活用整備事業				○ ○ ○ ○ ○	国・県補助
c-14 新 染谷家住宅の防災設備工事				○ ○ ○ ○ ○	県補助、市補助
c-15 新 染谷家住宅の周辺町会と合同の防災訓練の実施				○ ○ ○ ○ ○	市費
d-3 ● 柏のむかしはなし観光資源化事業				○ ○ ○ ○ ○	団体費
d-4 ● 文化遺産巡回ツアー				○ ○ ○ ○ ○	団体費
d-5 ● ちゅーりんぐ柏				○ ○ ○ ○ ○	団体費
d-6 ● 歴史発見				○ ○ ○ ○ ○	団体費
d-7 ● フットバッスター				○ ○ ○ ○ ○	市費・団体費
d-8 ● 手賀沼アグリビジネスパーク事業(1)				○ ○ ○ ○ ○	市費・団体費
d-9 予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の利便性向上				○ ○ ○ ○ ○	市費・市・県補助
e-2 ● 手賀沼アグリビジネスパーク事業(2)				○ ○ ○ ○ ○	市費・団体費
e-4 ● 地域の祭り、年中行事支援事業				○ ○ ○ ○ ○	団体費
e-8 染谷家住宅公開活用事業				○ ○ ○ ○ ○	国補助
e-12 ● カシワニクル、おうち事業				○ ○ ○ ○ ○	市費
e-14 文化遺産案内板等の設置				○ ○ ○ ○ ○	市費
e-15 文化遺産案内板・解説書の多言語化				○ ○ ○ ○ ○	国・県補助
e-17 染谷家住宅の活用拠点施設の展示機能強化				○ ○ ○ ○ ○	国補助
e-18 ● まち旅かしわ・歴史発見				○ ○ ○ ○ ○	団体費
e-19 ● まちっとう柏・ちゅーりんぐ柏				○ ○ ○ ○ ○	団体費

事業計画期間：前期=R5~7（2023~2025）、後期=R8~12（2026~2030）、濃色（実施）、薄色（検討）

取組主体：○=主として取り組む主体、△=協力して取り組む主体、費用：団体費=各団体で所持する費用

事例 山口市 総合計画の重点プロジェクトに寄与する形で事業を位置付け。

山口市は、地域計画で設定した2つの重点事業「1 大内氏関連の歴史文化資源の活用」、「2 中山間・南部地域の歴史文化資源の磨き上げ・発信」が、「第二次山口市総合計画」の「前期基本計画の重点プロジェクト」に寄与する事業であることを、地域計画の中で明記し、積極的に取り組んでいます。



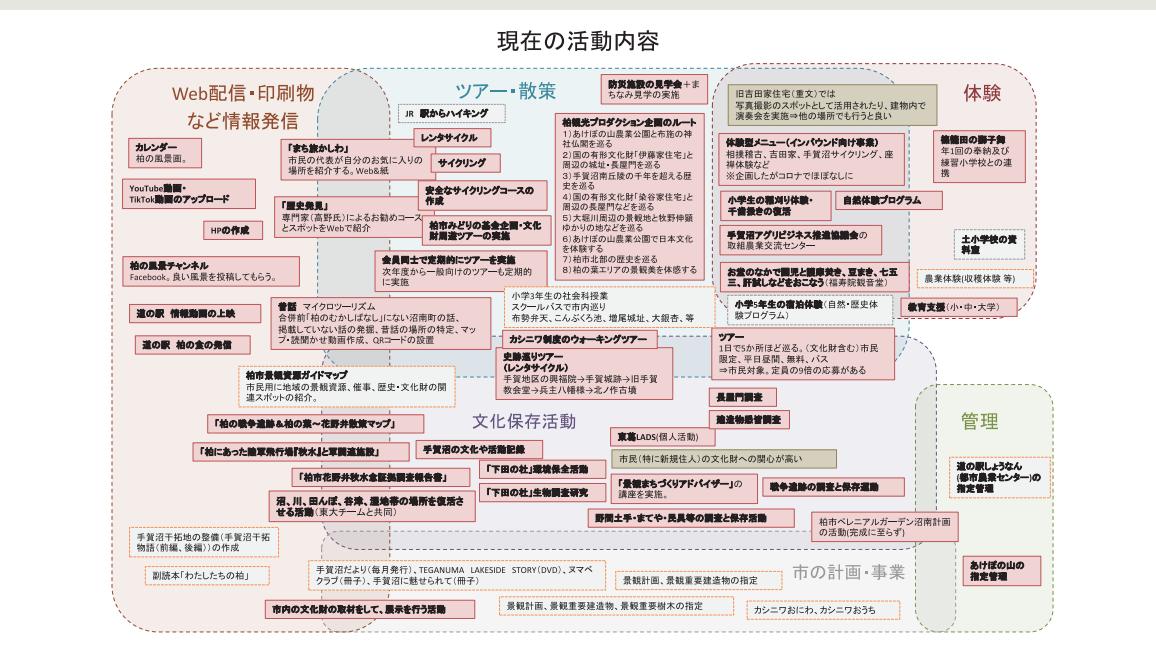
C-2 | 地域の活動との連携

〈参照〉第1部 7 …P11・12 第2部 5 …P28～31

庁内の状況を把握するだけでなく、市町村内にある文化財に関する活動団体を把握することも、仲間づくりをしていく上で重要です。ワークショップやヒアリングにより明らかになった活動を地図に落とし、今後の連携を検討する市町村もあります。

事例 柏市 ワークショップで現在実施されている活動を把握。

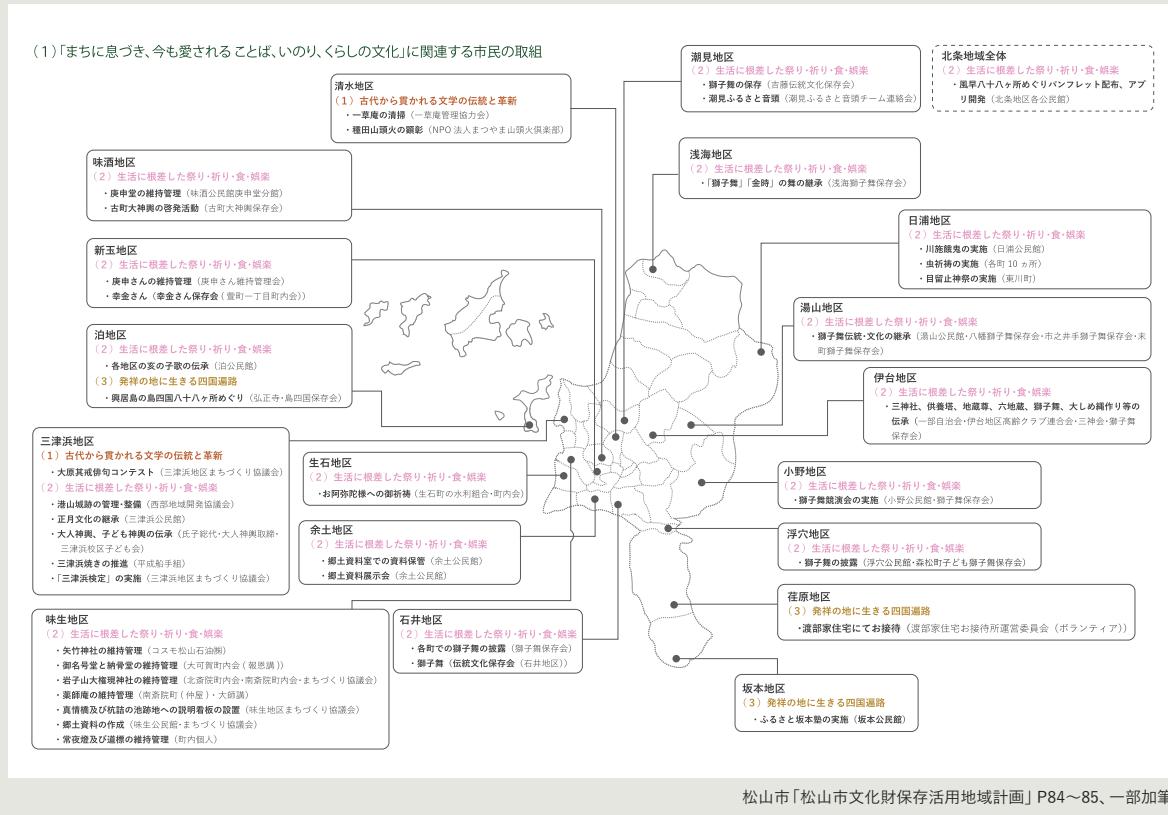
柏市では、地域計画作成の過程で実施したワークショップで、現在実施されている活動を把握し、下の図のように可視化し、関連文化財群や文化財保存活用区域の検討を行いました。



柏市教育委員会「柏市文化財保存活用地域計画」附録 P153、一部加筆

事例 松山市 歴史文化の特性に基づき、市民の取組を把握。

松山市は、地域計画内で「松山市におけるこれまでの文化財の保存・活用の取組」として、市民の取組を紹介しています。地域計画で捉えた「歴史文化の特性」に基づいて紹介することで、これまでの市民の取組が地域計画の内容とどのように繋がるのか意識して紹介しています。



松山市「松山市文化財保存活用地域計画」P84～85、一部加筆

5 地域計画作成の際の住民の巻き込み方

住民の巻き込み方には、様々な方法があります。地域計画作成の際、どのような方法で実施するかは、それぞれの市町村によって異なります。何のために、どのような方法を取り入れるか、考えて実施しましょう。

ここでは、多くの市町村が取り入れているパブリックコメント、アンケート調査、ワークショップ、フォーラムなどの事例を紹介します。

「1 パブリックコメントの実施」

多くの市町村がパブリックコメントによって住民の意見を聞いています。パブリックコメントの方法や期間は、それぞれの市町村によってルールがあるようです。実施する場合は、事前に計画を作成した経験のある市町村内の部局や課に確認をとり、余裕のあるスケジュールを組むようにしましょう。

「2 アンケート調査の実施」

アンケート調査の実施により、住民や所有者に意見を聞く市町村もあります。アンケートは、情報収集や課題把握だけでなく、アンケートを通じて地域計画や文化財保護について知ってもらう普及啓発の機会にもなります。

事例 別海町（令和6年7月認定）

別海町文化財保存活用地域計画 アンケート調査

主催：別海町教育委員会
令和4年12月～令和5年3月

概要

地域計画を作成するに当たって、町民の文化財行政に対する意識を把握するとともに、各地域に眠る文化財を掘り起こすため、地域計画を作成し始めた1年目に「無作為抽出の町民アンケート」、「WEBアンケート」、「自治会アンケート」を実施した。

配慮事項

- 各地域の文化財を発掘するため、町内すべての町内会長も対象とした。また、町民以外からも意見を聞けるように、WEBアンケートを併せて実施した。
- 町内にある文化財自体をよく知らない人も多いことから、写真付きで各文化財を解説するリーフレットを同封した。

効果

アンケートの実施により、現在地域計画を作成していることや、町内にある文化財の存在を多くの人に周知することができた。

事務局の体制

郷土資料館文化財担当者1名が主担当となって実施したが、アンケート調査項目の検討、調査票の集計・分析の支援を業務委託した。また、アンケート票の印刷と発送についても業務委託した。

地域計画への反映

アンケート結果で明らかとなった文化財は、文化財リストとして登載したり、改めて調査を実施したりした。また、アンケートの回答率が低かったことから、文化財に対する町民の関心は低いこともわかった。そのため、地域計画は関心をもってもらえるよう、目を引く写真を多用し、わかりやすい文章を心掛けた。

アンケート募集方法

以下の対象者にそれぞれ異なったアンケートを実施した。

- 令和5年1月1日時点で15歳以上の町民1,000人（無作為抽出。ただし、(2)の対象者と重複しないようにする。）

- 町内の町内会長

- 町民に限定しないWEBアンケート

- (1)と(2)については対象者にアンケート用紙を郵送し、(3)については広報やホームページ、SNSで回答者を募集した。

効率よくするために工夫したこと

- アンケートの実施をあらかじめ広報で周知した。
- 人員が限られているため、煩雑な印刷、発送作業を業務委託し、スムーズに集計作業に移れるようにした。
- 地域の宝（文化財）を聞く項目で、回答者がより設問のイメージが湧くように、写真や絵などの例を掲載した。

次世代に伝えていきたい 別海のおたから アンケート				
【調査する事項に○をつけさせてください】				
【性別】	男	女		
【年齢】	1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代
5. 50代	6. 60代	7. 70代以上		
【お住まいの地区】				
1. 国府	2. 中西郷	3. 須原	4. 見島	
5. 久居	6. 本郷	7. 墓原	8. 西郷	
9. 水野	10. 道場	11. 上見島	12. 西郷	
13. 朝日	14. 上野	15. 大里	16. 本郷	
17. 朝日	18. 朝日	19. 朝日	20. 朝日	
【出典地】				
1. 生まれてからずっと育つ町	2. 現在住んでいます町内に住っています			
3. 出身 (HOMETOWN) 出身	4. 過去住地			
【選択①】あなたが知りたいおたから調査に興味ありますか？				
1. ある	2. どちらかさっぱりある	3. どちらかさっぱりない		
4. ない	5. わからない			
【選択②】選択①で「ある」「どちらかさっぱりある」と回答した人におたから調査に興味ありますか。どのような質問のたからに興味・関心がありますか。（複数回答可）				
1. 古い建物	2. 神社やお寺	3. 野原の千鳥敷などの自然記念物		
4. 古文書や古い写真	5. たての古民家や土蔵などの歴史的文財			
6. 陶器にならぬ学校などがあった場所	7. お詫び用語などの歴史的資料			
8. 旅舟や漁船の模型	9. お詫び用語の由来や由来などの歴史的由来			
10. お詫び用語などの歴史文化財	11. 日本の歴史の由来			
12. 各地にみる記念碑	13. お詫び用語での伝統			
14. リサイクルや資源をどう使うか	15. 地方の文化			
16. その他（ ）	17. その他（ ）			



地域の宝(文化財)の例を掲載

「3 | ワークショップの実施」

ワークショップを無作為、自治会単位などにより実施し、未指定文化財の把握、文化財を継承していく上での課題の把握、関連文化財群や文化財保存活用区域の案を検討をしてもらう市町村もあります。また、同じメンバーで何度かワークショップすることにより、仲間づくりをする市町村もあります。

事例 坂井市（令和4年7月認定）

「おたから」の掘り起こし ～ワークショップ～

主催：坂井市教育委員会
令和2年11月～令和3年7月(全7回)

概要

地域計画を作成するにあたって、①市民が気付かないうちに、大切にしてきた「おたから」の把握、②市民と行政(文化課、学芸員)との「つながり」の構築、③市職員(文化課、学芸員)同士の「組織力」の強化、④学芸員自身の「各地区の歴史文化把握」の強化、⑤市民と行政(文化課、学芸員)の「計画作成後の取組み」への連携を意識して、ワークショップを実施した。

配慮事項

- 市民の巻き込み方については、以下について配慮しながら進めた。
- コミュニケーションセンター長がキーパーソンとなることが多い
 - 知り合いが多い地区に声掛けしてみる
 - 歴史に关心がある団体に声掛けしてみる
 - 地区的歴史に关心がある方を紹介していただく
 - 偶然、文化課に訪れた市民に声掛けしてみる

効果

ワークショップに参加した人たちの文化財への保存・活用の意識が芽生えていると感じた。認定後、市民が主体となって、地域の文化財を継承するために地元独自の委員会が設立されたり、市民から文化課へ学習会への講師派遣の依頼が来るようになったりし、市民と文化課との連携が進み始めた。

地域計画への反映

ワークショップを実施したことでおたから(未指定も含む文化財)1,682件をリストアップできたことや、文化財の保存と活用の課題を見いだせたこと、また、保存と活用の「69の取組み」に反映することができた。

主催者側のメンバー構成

約10人(所属長、地域計画担当者、学芸員など)

参加者募集方法

チラシやホームページで周知した。申し込みは、市文化課を申込先として電話またはメールで受付を行った。

効率よくするために工夫したこと

ワークショップ実施前に、平成30年度に2か所で、パイロットプロジェクト的にワークショップを実施。課題を明らかにし、他の地区的ワークショップに生かした。パイロットプロジェクトでは、思ったよりワークショップ開催までに時間がかかることがわかった。ワークショップの取り組み前に、下記を早めに進めておくことで、スムーズに進行できた。

- 各地区文化財の一覧表の作成

- おたから調査の実施

…ワークショップで話し合う素材ができる

- 各コミュニティセンターへの聞き取り調査の実施

…地区に詳しい方を紹介していただくことができた



ワークショップの様子(坂井市提供)

事例 川越市（令和5年12月認定）

発見 たかしな遺産めぐり

主催：川越市教育委員会文化財保護課・
たかしな
高階公民館 共催事業
令和3年11月6日(土)、27日(土)、12月11日(土)

概要

川越市の歴史の中で重要な役割を担ってきた高階地区で、住民を対象に実施したワークショップ。ワークショップは、学芸員の講義を聞いた後、高階地区内に参加者とともに歩き、たかしな遺産候補を提案してもらうという内容。同じ参加者を対象に、学芸員の講義、フィールドワーク、振り返りの連続3回のワークショップを実施した。

ワークショップを実施したねらい

- 地域の方の文化財（歴史遺産）に対する関心を喚起させるため。
- 文化財保存活用地域計画の周知のため。

配慮事項

平日ではなく土日に講座を開催することで、比較的若い人の参加をめざした。

効果

地域に住んでいる人の「生の声」を聞くことができた。また、想定を超えるような文化財の発見や提案があった。

主催者側のメンバー構成

文化財保護課職員4名+事業を共催した公民館の担当職員1名で担当。

地域計画への反映

地域計画を作成中にこのワークショップを実施し、高階地区をパイロットプロジェクトとして位置付け、ここで得た経験（予算・体制など）を計画の中に盛り込んだ。

参加者等

- 高階地区在住・在勤・在学の中学生以上20名
- 原則、全3回参加できる方、かつ4km程度歩くことができる方

効率よくするために工夫したこと

- 第3回のワークショップで参加者の発表を予定していたが、職員はワークショップの運営に不慣れだったため、参加者が作成する「たかしな遺産」の発表用資料を、メール等で事前に提出してもらつた。そうすることで、グループワーク（第3回）の開催までに、当日どのように実施していくかのシミュレーションが可能となった。
- 各班を4~5人程度になるようにグループ分けした。また、当日の着座の様子等を踏まえて、友人と一緒に申込んだ方は同じ班になるようするなど、会話がしやすい班作りを心掛けた。

ワークショップ前に準備したこと

フィールドワークで訪れる場所の下見をし、交通状況も併せて把握した。



ワークショップの様子（川越市提供）

事例 小豆島町（令和4年12月認定）

小豆島中央高校と連携した「地域ワークショップ」

主催：小豆島町、小豆島中央高校の共催
令和3年9月～令和4年3月

概要

地域計画の作成協議会委員の指導の下、小豆島中央高校と連携した地域ワークショップを実施した。小豆島中央高校の総合的な探究の時間「櫂風」を活用。フィールドワーク等を行い、半年間かけて地域について考えた。一つの地域（中山千枚田）をテーマとして、高校生の視点による、地域らしさ（魅力）の洗い出し、課題、保存・活用の提言を受けた。

ワークショップを実施したねらい

将来の島を担う高校生の視点を地域計画の内容に盛り込むため。

主催者側のメンバー構成

生涯学習課職員、高校担当教員が主として運営。計画作成協議会委員（学識経験者）にも指導者として参加していただいた。

参加者等

小豆島中央高校の総合的な探究の時間「櫂風」で、「地域の歴史文化」について関心のある生徒を集めた。

実施内容

9月から3月までの半年間かけて実施。原則、生徒たちが主体的に調べ学習し、課題や提言のとりまとめをした。町役場職員が出向いたのは5回。残りは、学校内で自主的に進めてもらった。

効果

- 中山地区が持つ魅力を高校生の視点で再発見するとともに、抱える地域の課題等を考え、それを解決するための提言を行うなど、区域設定に係る内容整理とともに、具体的な事業の提案を得た。
- 生業生活、観光等の視点で地域課題を考え、その上で保存・活用の提言をしてもらうことで、地域の良さについて考えるきっかけや、より地域への愛着に結びつく事業とすることができ、将来の地域を担う人材の育成にも資する活動とることができた。
- 本町が実施したワークショップの中でも、このワークショップは特に参加人数も少数で、また時間もふんだんに確保していただけたため、説明、現地踏査等を含めて、かなり丁寧に進めることができた。

地域計画への反映

文化財保存活用区域「中山千枚田」の設定にあたり、課題や施策のとりまとめに反映させた。

効率よくするために工夫したこと

- 高校生が主体的に地域について考えられるように、事前にあまり深く説明しないように心がけ、その分、参考文献を紹介したり、貸出しを行なったりした。
- 高校生の自主活動の時間が多かったため、高校の担当教員と共にメール等で対応・相談ができる体制を作った。
- 3月に提言を受けるまで、中間報告会を実施し、アドバイス等を行う機会を設けた。



小豆島中央高校の生徒が成果発表をしている様子（小豆島町提供）

4 | フォーラムなど

フォーラムやシンポジウムなどを実施し、住民に地域計画を普及していく市町村もあります。フォーラムやシンポジウムなどでは、地域計画の作成に携わってくれた人に登壇・発表してもらうケースが多いようです。

事例 交野市（令和4年12月認定）作成中に開催したフォーラム。

交野市市民文化財フォーラム

—自然と歴史を通じたまちの発見—

主催：交野市教育委員会

協力：NPO法人地域文化調査研究センター
令和3年3月28日(日)13時～16時

フォーラムの概要

地域計画を作成中に「交野市市民文化財フォーラム」を開催。地域計画の制度の説明、地域計画作成段階で行った文化財の把握調査の報告、すでに認定を受けている河内長野市の発表を実施した後、「交野の文化財の将来を考える」と題して座談会を行った。協議会の座長が司会をし、前半部分で発表をした交野市の担当者、把握調査の報告を行った先生、河内長野市の担当者らがパネラーとなり、議論した。

フォーラムを実施したねらい

地域計画の制度や、作成に伴い実施した調査成果を市民へ周知するため。

参加者募集方法

市ホームページ、広報誌、チラシ配布、地元団体へのメール送付により周知を行い、電話、WEBフォームで受け付けた。

効果

- 参加者アンケートの結果では、地域計画への理解が深まったとの回答が多く得られた。
- 担当者以外の教育委員会職員等が地域計画の制度を学ぶきっかけにもなり、次年度以降の計画作成作業を円滑に進めることができた。

主催者側のメンバー構成

事務局は、文化財担当者、会計年度任用職員 計5名ほど

地域計画への反映

- 地域計画の基礎データとりまとめの準備作業となった。
- 特に討論の内容は地域計画の課題把握や理念設定に大きく反映された。

効率よくするために工夫したこと

- 司会をお願いした作成協議会の会長の他、作成協議会委員にも参加を呼びかけ、10名の委員中3名に参加いただいた。結果として地域計画の制度や、調査状況について委員の理解も深まり、次年度以降の作成作業をスムーズに進めることができた。年度末の繁忙期かつコロナ禍のため難しかったが、関連する部他部局職員にも参加してもらえたとよりよかった。
- 動画記録、フォーラム原稿化はコロナ対策として委託実施したものだったが、結果として計画作成の基礎資料にもなった。



交野市市民文化財フォーラムの様子(交野市提供)

事例 焼津市（令和4年12月認定）認定後に開催したフォーラム。

令和6年度 焼津遺産フォーラム

主催：焼津市

令和6年9月28日(土)14時～15時45分

フォーラムの概要

焼津遺産フォーラムは、指定等文化財の所有者・団体の他、文化財や観光にかかわる市民団体の代表者などにより構成され、ジャンルを超えた横の連携を図りながら、文化財の保存・活用を進めるために開催される。このフォーラムは、地域計画の措置に位置付けられたもので、年に1回開催される。令和6年度の開催では、文化財所有者等や関係団体・歴史に興味のある市民などが集い、地域計画の進捗状況の確認や、グループに分かれ保存・活用の課題などを話し合い、共有した。話し合われた内容は、焼津市文化財保護審議会へ報告、協議し、地域計画の推進を図っていく。

フォーラムを実施したねらい

市民目線で地域計画の進捗状況を確認するほか、文化財所有者等が抱えている課題を共有し、未来志向の解決策を話し合う場をつくるため。

今後期待される効果

- 参加者が積極的に話し合いを行うことで、文化財の保存・活用の機運醸成につながる。
- 文化財の継承などの課題を所有者等と関係団体・市民・行政で共有することで、新たな解決策を模索する場となる。

主催者側のメンバー構成

文化財所管課の生きがい・交流部文化振興課課長及び資料館担当8名

参加者等

市内で文化財調査を依頼している9地区の市民や団体、文化財を所有している団体の代表、観光ボランティア、市民団体などの関係団体、焼津市文化財保護審議会の委員など。

フォーラム前に準備したこと

- 焼津の文化財の魅力を再認識してもらうために、協議会で流して好評だった映像(市職員作成)を準備した。
- 会場を堅苦しくしないため、山城のぼり旗を飾ったり、会場内に資料や企画展のポスターを飾ったりした。



焼津遺産フォーラムの様子(焼津市提供)

POINT



アンケートやワークショップは、設問の作り方やファシリテートによって大きく効果が変わってきます。計画を作成する際に、どのような情報を導き出したいのか、計画のどの部分に反映したいと考えているのか、目的をもって実施しましょう。



地域計画は報告書ではありません。アンケートやワークショップなどを実施した結果を掲載する方法についても、概要の掲載に留める、資料編にまわすなどの工夫をしましょう。

6 地域計画を作成する際の参考資料

地域計画を作成する際に、参考にしてほしい資料を以下にまとめました。

「文化財保存活用地域計画を作成するための情報整理シート」

文化庁では、地域計画の手始めとして、「文化財保存活用地域計画を作成する際の情報整理シート(以下、「情報整理シート」という。)」を準備しています。これらの中に答えていくことによって、地域計画に必要な情報を整理することができます。特に、多くの自治体が悩む、第2部④ 地域計画の作成手順の「C 関連計画・施策・活動を把握する」の部分は、問1~7を通して、ある程度議論の下地ができます。

どこから手をつけたら良いかわからない方は、ぜひ「情報整理シート」を活用してください。本情報整理シートは必ずしも文化庁へ提出する必要はありません。

※文化庁との初回協議、研修会で配布します。

「文化庁の報道発表資料」

文化庁の報道発表資料は、1つの地域計画をパワーポイント4枚程度にまとめたものです。この報道発表資料には、計画期間、市町村の面積や人口、文化財の数、推進体制、将来像、課題・方針・措置、設定した場合は関連文化財群や文化財保存活用区域などが掲載されています。大まかに計画を理解するのに役立ちます。どの計画を参考にしてよいかわからない場合には、人口規模や文化財の数などを参考にしてください。

地域計画のカタチは市町村によって千差万別です。ここでは、文化庁の報道発表資料(一部研修会資料なども含む)の中から、特徴的な計画を紹介します。

事例 神戸市

関連文化財群や文化財保存活用区域の設定はないが、歴史文化の特徴から見出した2つの特徴ある地域に基づいて文化財の保存・活用を実施する計画を作成。



文化庁「文化財保存活用地域計画」R4年7月認定報道発表資料 P74

前9 下図を参考にし、現存の文化財マップや範囲マップを使い、文化財の分布、特徴ごとの特性、歴史的な出来事、テーマ・ストーリー等を書き込んでください。
文化庁のサンプルを参考して、文化財と活用目的に応じて視点を持って記載してください。
余白がある場合は、他の文化財を記載しても構いません。

問5 現在の市町村の概要を記載してください。(図・写真も含む)。

問6 美術可動文化財を5件以上選んで、文化財の品目と特徴を記載してください。(選択書きで記述)

問7 市町村内に現存する文化財を5件以上選んで、文化財の品目と特徴を記載してください。(選択書きで記述)

問8 文化財の現状と活用の実績を記載してください。(選択書きで記述)

問9 文化財に対する社会的意義について記載してください。(選択書きで記述)

問10 文化財に対する保護のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問11 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問12 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問13 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問14 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問15 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問16 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問17 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問18 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問19 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問20 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問21 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問22 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問23 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問24 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問25 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問26 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問27 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問28 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問29 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問30 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

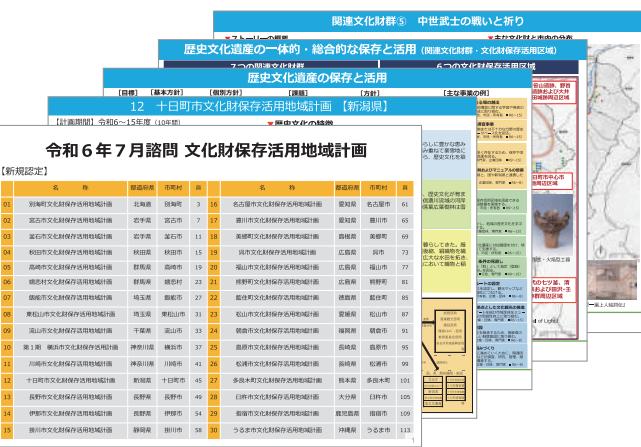
問31 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問32 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問33 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問34 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)

問35 文化財に対する活用のための取り組みについて記載してください。(選択書きで記述)



文化庁「文化財保存活用地域計画 R6年7月認定報道発表資料」

文化庁ホームページ
「文化財保存活用地域計画
報道発表資料」



事例 北栄町

マンガ文化を含めた「北栄地域財産」について、様々なストーリーを関連文化財群として設定し、文化財の保存・活用を進める計画を作成。



文化庁「文化財保存活用地域計画」R3年7月認定報道発表資料 P72

事例 上田市

市としてすすめる地域内分権の枠組をベースに地区を意識した計画を作成。



B5年度文化財保存活用地域計画研修会 上田市発表資料

事例 舞鶴市

成功例である赤れんがでの観光まちづくり「赤れんがモデル」を舞鶴市全域に「舞鶴モデル」として展開する計画を作成。



文化庁「文化財保存活用地域計画 B3年7月認定報道発表資料」P56

事例 松本市

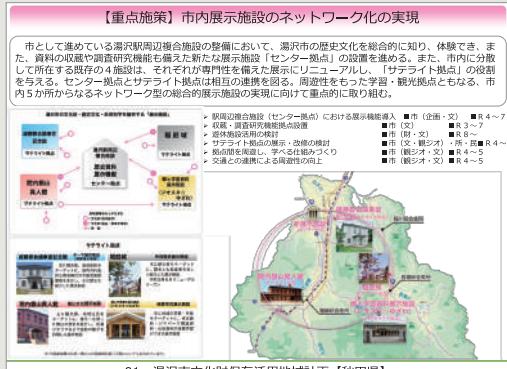
関連文化財群を地域住民と共に設定し、それを認定していくボトムアップ型の保護体制を構築する計画を作成。



37

事例 湯沢市

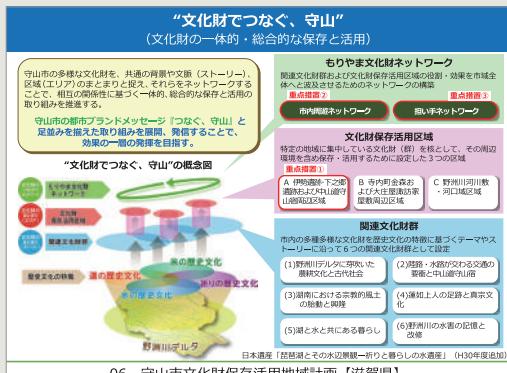
新施設の建設に伴い市内展示施設のネットワーク化の実現を目指す計画を作成。



「文化財保存活用地域計画 R3年12月認定報道発表資料」P4

事例 守山市

関連文化財群と文化財保存活用区域において周遊を促すネットワーク化とその担い手のネットワーク化を図る計画を作成。



文化庁「文化財保存活用地域計画R3年12月認定報道発表資料」P29

事例 香美町

人口減少により消滅する山間集落への対応を基軸とし、地域にまなび、つなげていく計画を作成。



文化庁「文化財保存活用地域計画 R2年12月認定報道発表資料」P18

▶ 動画でもご確認いただけます

1121年度 文化庁助成勅願

(12) 文化財の保存と活用の新たなかたち(文化庁)



7 文化庁との協議

文化庁との協議のタイミングや、協議の際に準備してきて欲しいことを、以下にまとめました。

文化庁(文化資源活用課 広域文化観光部門)との協議

- ・作成1年目の早い段階で、一度は協議をしてください。
- ・状況報告は3~4ヶ月を目途に(特に計画案の作成に入ってからは)実施してください。
- ・オンラインの協議も可能ですが、1度は対面での協議を検討してください。

文化庁調査官の現地視察

- ・現地の状況を把握するため、文化財調査官の現地視察を実施します。担当の文化財調査官と相談してください。
- ・現地視察は、歴史文化の特性がまとまり、方針や措置を立案している段階が望ましいです。

初回の協議でもってきて欲しい・考えてきて欲しいこと

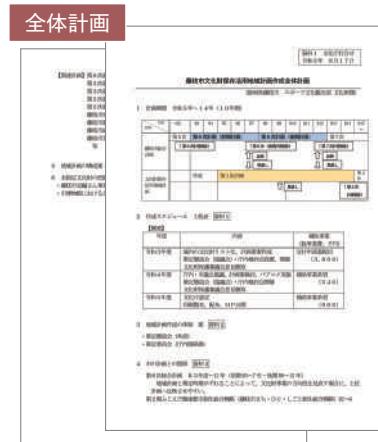
- ・情報整理シート
- ・構成案
- ・地域計画の位置付け図
- など

以下、参考に藤枝市が初回協議で準備した資料を紹介します。

事例 藤枝市

藤枝市は、作成1年目の8月
に文化庁との初回協議を行い、
以下の資料を準備しました。

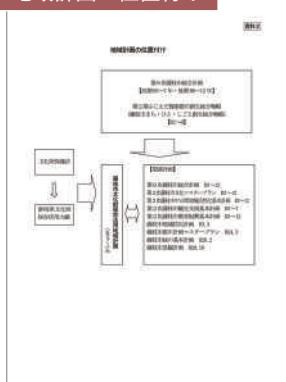
全体計画



作成スケジュール(案)



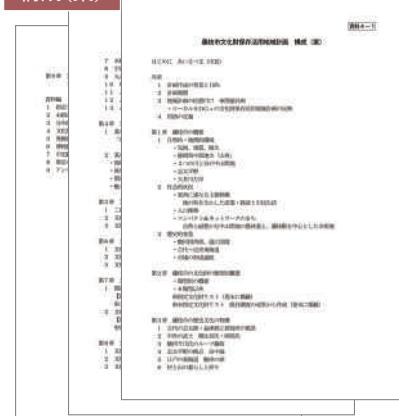
地域計画の位置付け



作成の体制(案)



構成(案)



文化庁との初回協議資料

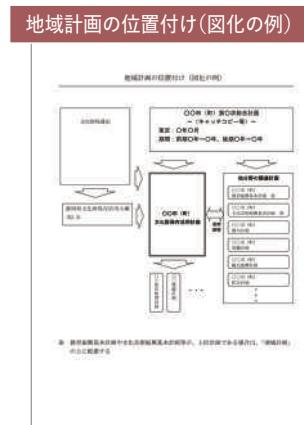
藤枝市提供

その他、都道府県がどのような支援を市町村にしているか、静岡県の例を紹介します。

事例 静岡県

静岡県では、地域計画作成を促進させるため、毎年「文化財行政所管課長会議」で必要性を説明したり、未着手市町を訪問し、市町所管課長への説明を行ったりしています。

また、市町へ随時助言、本文添削、作成協議会等への出席、文化庁協議への随行をし、市町の支援を行っています。



项目名称		项目类别	项目性质	项目金额
20000	Y	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	10000000000.00
20000	Z	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	10000000000.00
20000	X	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	10000000000.00
20000	S	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	10000000000.00
20000	T	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	1. 基础设施建设 2. 资本性投资 3. 政府购买服务 4. 补助企业 5. 其他	10000000000.00

說明資料

卷之三

静岡県が県内市町のために準備している資料等

静岡県提供

⑧ 作成される皆さんへメッセージ「地域計画の作成にあたって」

これまで説明してきたように、少子高齢化が進む中で、これから文化財保護は、分野の縦割りを越えた協働、民間団体との連携、住民の参加など、様々な関係者と共に進めていかなければなりません。より多くの市町村で、文化財保護行政が目指す方向性や措置が可視化され、様々な関係者が参画した地域総がかりによる文化財保護が進んでいくことを願っています。ぜひ、以下の内容を踏まえて地域計画の作成に取り組んでください。

- ◆ 文化財保護行政における総合的な計画であることを認識
 - ◆ 大大切なことは、将来像を描くこと
 - ◆ 将来像の実現に向けて、その道筋を体系的に記載
 - ◆ 計画期間内に実施する措置は具体的に
 - ◆ 重点的な措置を設定しよう
 - ◆ 地域課題の解決も念頭に
 - ◆ 協議会、住民、庁内関係部局との連携で多様なアイデアを



H31年度 文化庁助成動画

(11) 「文化財保存活用地域計画」の認定を目指す皆さんへ(文化庁)
【認定市町の担当者へのインタビュー】



COLUMN 05

「夢から始まる地域計画」

地域計画を作る際、ぜひ「夢」を語りあうところから始めてほしいと思います。

そもそも「計画」とは何でしょうか。それは計画期間の中で達成されるべきゴールと、それに至る適切なプロセスとを明確に定め、それに則って進めることです。地域計画の場合、「文化財が輝く地域」といった漠然としたゴールにしてしまうと、それに向かうプロセスをどう描けばいいか、わからなくなります。一方で、分かりきった到達点をゴールに据えても、計画を作るまでもない無意味なものとなります。明確なゴールとプロセスを定めるのは意外に難しいものです。

ゴールを考えるとき、計画期間内のゴールも大事ですが、もう少し先のゴール——「夢」——をまずは考えてみましょう。というのも、企業経営などとは異なり、文化財の保存活用による地域づくりの成果は、10年ほどで劇的に効果が出るものではありません。20~30年、

京都府立大学 上杉 和央

ときには50年といった中・長期的な取り組みが必要なものがほとんどです。つまり、地域の子どもたちや若者が大きくなった時、「どういった地域を舞台にどういった活躍をしていてほしいか」といった視点での検討と共有がまずは必要になります。地域計画での「夢」とは、そうした計画期間を超えての地域の未来像のことです。

地域計画は10年程度の計画期間が設けられ、その都度、見直し・更新されていくことになります。未来を思い描いた「夢」の実現に向けて、まずは「第一期」地域計画の間にどこまで到達したいかを考えてみてください。そこで想像された第一期終了後の地域の姿が、すなわち第一期で目指すべきゴールとなるわけです。そうすれば、ゴールに向かうプロセスとしての諸施策(アクションプラン)の役割もはっきりとすることでしょう。

COLUMN 06

「歴史文化が築くまちの未来」

文化財保存活用地域計画を策定すると何が変わるでしょうか。これまでに参与する機会があった市町での経験からは、まず府内の連携、そして地域との連携が取りやすくなつたことをよく聞きます。策定時にも府内のまちづくりや観光、教育といった部局との連携を深める必要がありますが、策定後の進捗管理においても必然的に連携を取ることになり、また地域の人たちとの接点も維持されるからでしょう。府内の異動のために策定時の協働が維持できず、年度ごとに改めて関係を取り結ぶといった苦勞も耳にしますが、文化財のための連携が保たれる意義は大きいです。

そして、こういった連携の先にあるのが「まちの未来」です。地域計画の策定時ではまちの歴史文化の特徴について深く議論する機会を持たれ、あぶり出されたまちの個性が未来を考える重要な要素となります。筆者がかかわった神戸市では、その歴史文化の特徴として「兵庫津・神戸港と街道が育んだ多文化共生のまち」とし、第一に港をとりあげています。その後、

京都府立大学 菱田 哲郎

開発にかかる発掘調査によって海軍操練所・初期神戸港の遺構が発見されましたが、神戸市の「歴史文化の一丁目一番地」として、保存に向けた取り組みが市を挙げて行われました。遺構の現地保存を図ることによって、文化資源としての活用を目指すことになります。神戸港と居留地、そして重伝建の北野町山本町とが一つの明解なストーリーでつながり、港町神戸を鮮明に伝える資産群として評価できるに違いありません。

人口減少が通奏低音のようになり、多くの自治体の地域計画では枕詞のように少子高齢化が登場します。こうした状況に対する文化財や歴史文化の寄与の一つに、子どもたちの地域への愛着醸成があります。そのために、学校との連携を通して、地域計画で明らかになった歴史文化の特徴をしっかりと子どもたちに伝える取り組みが必要です。地域計画は未来を託す子どもたちへのメッセージであるといつても過言ではありません。